

求職者等に対するハラスメント防止方針

(所管部)人事部

施行日：2026 年 9 月 28 日

本方針は、男女雇用機会均等法その他関係法令に基づき、学生・求職者等が安心して当社の採用活動に参加できる環境を整備するために定めるものです。

当社は、学生・求職者等の人格及び人権を尊重し、公平かつ公正な採用活動を実施するとともに、採用活動における優越的な立場を利用した不適切な言動を一切容認しません。

1. 適用範囲

本方針は、採用活動に参加する学生・求職者及びインターンシップ参加者等を対象とし、会社説明会、面接等、採用活動に関連するすべての場面に適用します。

2. 禁止行為

当社は、採用活動において次の行為を禁止します。

- (1). 性的、または私生活や容姿に関する不適切な言動や質問、採用目的を逸脱した私的な接触や誘い、採否への影響を利用した不当な要求等、セクシュアルハラスメントに該当する行為
- (2). 威圧的、または人格を否定する言動、長時間にわたる拘束、他社選考辞退の強要等、パワーハラスメント・人格侵害に該当する行為
- (3). 個人 SNS による私的連絡等の採用目的を逸脱した個人情報の利用、その他、学生・求職者に不快感や不利益を与える不適切な行為

3. 社員の遵守事項

採用活動に関わるすべての役員及び社員は、本方針を理解し遵守します。

また、当社は必要に応じて採用担当者及び面接官に対する教育・周知を実施し、再発防止及び未然防止に努めます。

4. 相談窓口

採用活動に関するハラスメントについて相談できる窓口を設置しています。

【相談窓口】

ハラスメント相談窓口

E-mail：saiyo@smfl-r.co.jp／電話：03-5226-5064

相談内容及び関係者の個人情報、事実確認及び必要な対応を行う範囲でのみ取り扱い、正当な理由なく第三者に開示しません。また、相談・申告を行った者、事実確認に協力した者、本方針に基づく対応に関与した者に対し、そのことを理由として不利益な取扱いを行いません。

5. 違反への対応

相談又は申告があった場合は、迅速かつ正確に事実確認を行い、相談者及び被害者への配慮、行為者への必要な措置、再発防止策の実施等、適切な対応を講じます。

制定日：2026 年 9 月 28 日

SMFL レンタル株式会社

人事部